

青い森しんきん

年金定期預金 1000

青い森しんきんで年金をお受け取りの皆様へ、感謝の気持ちを込めて...

お取扱期間 平成27年3月31日(火)まで

お預入れ金額 1,000万円まで(1円単位)

お預入れ期間 1年

※年金振込予約の方は500万円まで

【適用金利】当金庫で**年金受取指定・年金振込予約**をされている方

**スーパー定期1年もの
店頭表示金利に 0.20%上乗せ**

※上乗せ利率は、初回預入期間のみとなります。 ※満期後は、スーパー定期1年ものの店頭表示金利となります。



青い森信用金庫

ホームページ <http://www.aioimorishinkin.co.jp/>

商品についての詳しい内容は、裏面をご覧ください。

R25-76

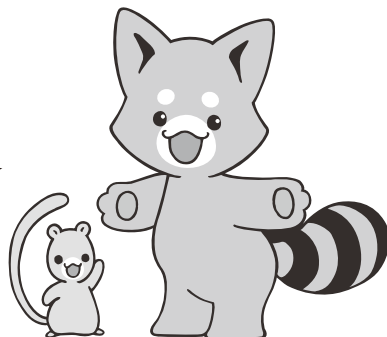
青い森しんきん

年金定期預金 1000

～ 商品概要 ～

預入対象者	①当金庫で公的年金を受取指定されている方または新規にもしくは変更して指定される方 ②満55歳以上で「年金振込予約申込書」により年金振込予約をされている方(新規予約も含みます)	付加できる特約項目	●この定期預金は自動継続定期預金で取扱います。 ●自動継続定期預金の取扱いは、元利継続扱い・元金継続扱いのいずれでも取扱います。 なお、継続時預入金額が1,000万円のお客様につきましては、自動継続とならないため、解約手続きと新規申込みの手続きが必要です。 ●この定期預金は通帳式、総合口座への組み入れもできます。 ●この預金は貸出金の担保にすることができます。この場合の貸出利率は、証書記載の利率に当金庫で定める預金担保貸出基準の利率を加えた利率とします。
販売期間	平成26年4月1日(火)～平成27年3月31日(火) 期間限定商品		
預入期間	1年ものに限りです		
預入限度額	1,000万円まで(1円単位) ※年金振込予約の方は500万円まで 但し、年金予約している方が、預入期間中に年金受取指定した場合は、合計で1,000万円までとします。		
適用金利	①年金受取指定されている方 「スーパー定期1年もの」の店頭表示利率に0.2%上乘せ 但し、上乘せ利率は初回預入期間のみとなります。 継続後の利率は継続日における「スーパー定期1年もの」の店頭表示利率とします。 ②年金振込予約をされている方 「スーパー定期1年もの」の店頭表示利率に0.2%上乘せ 但し、上乘せ利率は初回預入期間のみとなります。 継続後の利率は継続日における「スーパー定期1年もの」の店頭表示利率とします。	金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボード、または窓口へご照会ください。
		その他参考になる事項	この預金は預金保険制度の対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までと、その利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。)
税金	利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。個人の場合、法令に定められた条件を満たせばマル優が利用できます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税させるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話：0178-44-3579)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。
中途解約の取り扱い	預入日に遡って優遇を取消し、この利息は預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨てます)によって計算し、この預金とともに支払います。 ※証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期1年ものの利率を基準利率とします。 A. 6カ月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6カ月以上1年未満 基準利率×50%		なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて、共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

ご質問・ご相談など、お近くの
〈青い森しんきん〉窓口・渉外担当へ
お気軽にお問い合わせください。



●店名

●担当者

●電話